

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度 3 月補正予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 県社会福祉協議会運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部健康福祉政策課政策企画係 電話番号：058-272-1111 (内 2516)

E-mail： c11221@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 462 千円 (現計予算額：64,110 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	64,110	0	0	0	0	0	0	0	64,110
補 正 要求額	462	0	0	0	0	0	0	0	462
決定額	462	0	0	0	0	0	0	0	462

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内における地域福祉推進を図るため、県社会福祉協議会(※)の運営基盤強化に必要な人件費、事業費等の経費を助成する。

※県社会福祉協議会は、社会福祉法第 110 条により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると定義された社会福祉法人。

(2) 事業内容

ア 運営費 (事業費)

- ・ 県小規模型保育連絡会補助金[間接補助] 300 千円 (補正要求なし)
- ・ 社会福祉大会等運営費助成金[間接補助] 420 千円 (補正要求なし)
 - 県老人クラブ大会
 - 県身体障害者福祉大会
 - 県母子寡婦福祉大会

イ 人件費

・ 県関与人件費・福祉活動指導員人件費 62,545 千円（補正要求なし）

ウ 運営費（維持管理費）

・ 福祉・農業会館使用料 1,307 千円（補正要求額：462 千円）
845 千円→1,307 千円

執務室の拡大に伴う増額

（新型コロナウイルス感染症の影響により事業が増加し、人員が増加したため、執務室の拡大を図ったことによるもの）

（３）県負担・補助率の考え方

県社協は社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした法人であり、また、公益性の高い事業・活動が中心であるため財政基盤は強固とは言えず、県社協が地域福祉の向上を図るためには、安定した運営を維持することが必要であり、県の財政支援が必要。

（４）類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

県社会福祉協議会運営費補助金

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	62,545	県関与人件費、福祉活動指導員人件費
運営費	2,027	事業費、維持管理費
合計	64,572	

決定額の考え方

--

事業評価調書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

県内における地域福祉の指導的役割を担っている県社会福祉協議会の運営基盤強化を支援することで、地域福祉を推進するための安定した体制を整える。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

本事業は、運営基盤の強化を支援するものであるが、県社会福祉協議会の行う事業は多岐にわたることから、成果を直接的に測ることができる指標がない。

(前年度の取組)

県社会福祉協議会の運営基盤強化を図るため、県は昭和 41 年から助成を行っている。

県社会福祉協議会では、平成 29 年度以降 5 年間の自らの役割と取り組む事業及び目標を示した第 5 次WINCプランに基づき、以下を令和 3 年度の重点事業として実施している。

- ・生活困窮者等への相談支援体制の充実
- ・県内全域における相談支援体制強化の推進
- ・生活福祉資金による低所得者等への生活支援
- ・地域福祉活動の推進
- ・包括的支援体制づくりの推進
- ・成年後見制度の利用促進
- ・福祉共育の推進
- ・防災・減災のまちづくりと災害支援活動の推進

(前年度の成果)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市町村社協、社会福祉施設、民生委員・児童委員、その他関係機関・団体との連携をより一層強化し、失業や休業などによる生活に困難を抱える人の自立支援、つながりを維持・創出するための地域福祉活動の推進、コロナ禍における被災者支援活動の体制整備などに取り組んだ。

また、地域共生社会の実現に向け、「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくり」を一体的に展開する包括的支援体制構築への支援を行うとともに、福祉人材の確保・定着の促進に向け各種事業を実施した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	県社会福祉協議会の行う事業に対する支援については、県長期構想及び県地域福祉支援計画の中に位置づけられている。高齢化の進行などにより地域福祉の重要性が高まる中、県社会福祉協議会には、地域福祉を推進する広域の協議会組織としての指導的役割が期待されている。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	県社会福祉協議会の実施する事業は、市町村社協との連携強化、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動促進事業など多岐にわたっており、福祉サービスへの期待が大きい現在にあって、その充実に大きく寄与している。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	最低限の人員配置、拠点施設の使用等に必要な資金を補助しているものである。

(今後の課題)

--

(次年度の方向性)

新型コロナウイルス感染症が日常生活や経済に長期的な影響を及ぼす中、県内の地域福祉における県社会福祉協議会の果たす役割は大きくなっている。地域の福祉ニーズの高まりに対応できるよう、今後も引き続き支援していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	